

千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）及び千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要について

1 改正趣旨

各環境基準に引用されている日本産業規格の統合・分冊化により、規格番号の変更が行われたことに加えて、分析技術の向上に対応した新たな分析方法が導入されたため、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）等の環境省告示が改正されたところである。

これを受け、当該告示を参考として基準等を定めている千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「残土規則」という。）及び千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則（以下「再生土規則」という。）について、所要の改正を行う。

また、磁気ディスク等の記録媒体規制の見直しの対応を行うため、残土規則について所要の改正を行う。

2 改正内容

（1） 残土規則

ア 引用している日本産業規格の規格番号の変更（別表第1関係）

イ 環境省告示の改正を受けての改正（別表第1関係）

（ア）小型蒸留装置による分析方法の追加

（イ）分析方法の変更（有機りん化合物）

ウ 磁気ディスク等の記録媒体規制見直しのための改正（第8条の2第7項関係）

（ア）電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル等に情報を記録したものとすることを規定

（イ）土砂等管理台帳について、書面の保存に代えて電磁的記録の保存を行う場合の記録媒体の変更

（2） 再生土規則

引用している日本産業規格の規格番号の変更（第7条関係）

（3） その他所要の規定整備

3 施行予定日

（1）残土規則 令和8年4月1日

（2）再生土規則 公布の日